

202 中央大学学制一覽（大學紀要・沿革略・私立中央大學  
 則・職員・講師・雜報・在外員と講  
 義錄・中央大學在外員規則・中央大  
 学広告）

〔『法学新報』臨時増刊第十五卷九（一七六）号  
 明治三十八年八月二十五日〕

（表紙）

明治二十五年三月二十五日第三種郵便物認可（第百七十六号）

毎月一日一回發行明治三十八年八月廿五日發行

法学新報臨時増刊第十五卷第九号

### 中 央 大 学 学 制 一 覧

〔

### 大 学 紀 要

○沿革

明治十八年七月英吉利法律学校ヲ創設シ同二十二年十月東京法  
 學院ト改メ同三十六年八月大學組織ト為シ之ヲ東京法學院大學  
 ト改メ同三十八年八月創立二十年ニ際シ事業ヲ拡張シテ中央大

学ト改称ス

○部門

二月トシ大学予科ノ入学期ハ毎年四月及ヒ九月トス但シ各科共ニ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

法律学、経済学ノ二科共ニ之ヲ大学部、専門部ノ二部門ニ分チ

大学部ハ本科、予科ヲ通シテ其修業年限ヲ四年半トシ専門部ハ三年トス

○修業程度

大学部本科ハ予科卒業者若クハ之ト同等ノ学力ヲ有スルモノヲ入学セシメ法律及ヒ政治、経済ニ関スル学術ヲ教授シ尙ホ英語若クハ獨語ニ依リテ外国ノ法政経済ヲ參加講修セシム

予科ハ本科ニ入ルノ階梯ニシテ中学校卒業者及ヒ文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ之ト同等ノ学力アリト認メタル者ヲ入学セシム

専門部ハ中学校卒業者若クハ之ト同等ノ学力ヲ有スル学生ニシテ直ニ専門学ヲ修メントスル者ノ為メニ之ヲ設ケ専ラ邦語ヲ以テ所定ノ学科ヲ教授スルモノトス

専門部ハ之ヲ正科、別科ノ二ト為シ正科ハ中学校卒業者及ヒ文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ之ト同等ノ学力アリト認メタル者ヲ入学セシム

○研究科

大学部又ハ専門部ノ卒業者ニシテ既修ノ学科ニ付キ尚未深邃ナル研究ヲ遂ケント欲スルモノノ為メニ之ヲ設ク

○入学時期

大学本科、専門部正科別科竝ニ研究科ノ入学期ハ毎年九月及ヒ

○各種特典

中学校卒業者若クハ専門学校ノ入学ニ関シ之ト同一ノ資格ヲ有シ各科ニ入学シタル学生ハ明治三十二年六月文部省令第三十四号ニ依リ徵兵令第十三条ノ特例ヲ受ケ在学中徵集ヲ猶予セラレ卒業ノ後ハ一年志願兵タルコトヲ得ルノ資格ヲ有ス

本学法律学科所定ノ年限間 在学シタル者ハ大学部ト専門部トヲ問ハス明治三十八年司法省令第十三号判事検事登用試験規則ニ依リ応試資格ヲ有ス但シ専門部別科生ハ明治四十年七月三十日迄ニ卒業シタル者ニ限ル

○学士号

大学部卒業者及ヒ研究科卒業者ハ学士号ヲ称スルコトヲ得

○図書館

図書館ニハ内外古今ノ書籍ヲ備置キ卒業者及ヒ学生ヲシテ随意閲覧セシメ其研学ニ資ス

○出版

法律学及ヒ経済学ノ両科講義錄ヲ発行シテ之ヲ在外員ニ頒チ且ツ校内生ニハ無代価ニテ付与ス

大審院及ヒ行政裁判所ノ判決ニ就キ当該官庁ニ於テ其要ヲ摘ミ粹ヲ抜キ編纂セラレタル大審院判決錄竝ニ行政裁判所判決錄ヲ發行シ全国法曹ニ頒テ其参考ニ資ス

本学講師ノ著述ニ係ル法律、経済其他必要ナル教科書及ヒ参考書ヲ発行シテ学生ニ研学ノ便ヲ与フ

## ○法学新報

法学新報ハ毎月一回一日ヲ以テ発行ス岡野法学博士其編輯ヲ統理シ論説欄ニハ大家ノ意見ヲ紹介シ其他質疑ノ解答最新ノ判例趣味アル漫録有益ナル記事等ヲ掲載シテ広ク攻法家ノ参考ニ供ス

## 沿革略

本大学ハ最初英吉利法律学校ト称シ明治十八年ノ創設ニ係ル其創立者ハ磯部醇、西川鐵次郎、穂積陳重、岡山謙吉、奥田義人、岡村輝彦、渡邊安積、高橋一勝、高橋健三、山田喜之助、増島六一郎、藤田隆三郎、江木衷、合川正道、菊池武夫、濫谷慥爾、土方寧、元田肇ノ十八氏ニシテ其所期ハ載セテ當時世ニ公ニシタル創立旨趣ニ在リ乃チ左ノ如シ

方今未タ英米法律ノ長所タル法律実地應用ノ道ニ通スル者甚タ尠シ是レ蓋シ講師ノ數全キヲ得テ其全科ヲ教フル所ナキト蘊奥ヲ極ムルニ足レル書籍ナク又法律書庫ノ設ナキトニ由ラスンハアラス而シテ世間往々英米法律ヲ教授スルノ校舎ナキニアラスト雖モ或ハ仏國ノ法律ヲ兼修セシメ或ハ專ラ英米法ヲ攻究スルモ専一ノ力ヲ其全體ニ及ホシ以テ実地應用ノ素ヲ養フモノ未タ曾テ之アルヲ見ス是レ常ニ英米法学者ノ慨嘆スル所ナリ余輩茲ニ見ル所アリ數多ノ英米法学者相集マリテ英米法律ノ全科ヲ教授シ其書籍ヲ著述シ其法律書庫ヲ設立スルノ目的ヲ以テ本校ヲ設置ス

明治十八年七月

同月本校設立者高橋一勝氏病ノ為メニ死ス

明治十八年九月十日東京市神田区錦町二丁目二番地ニ開講シ増島六一郎氏ハ校長ニ濫谷慥爾氏ハ幹事ノ任ニ就ク當時ノ授業科目ハ左ノ如シ

第一学年 法学通論	刑法	契約法	私犯法	親族法	代理法
組合法	動産委託法	論理学			
第二学年 売買法	財産法	会社法	流通証書法 <sup>株券法</sup>	商船法	保健法 国際公法 治罪法 訴訟法 訴訟演習
第三学年 財産法	破産法	法理学	法律沿革論	憲法	行政法 訴訟演習 卒業論文

同十九年四月濫谷慥爾氏幹事ノ任ヲ辞シ渡邊安積氏其後任ト為ル

同六月新ニ英米ノ律書ニ就テ講修スル所ノ科ヲ置キ從来ノ邦語ニ依ルモノヲ第一科（後ニ邦語法学科ト改ム）新設ノモノヲ第二科ト（後ニ英語法学科ト改ム）称ス而シテ第二科ニ入りタル学生四十名アリ又英米ノ律書ハ価貴クシテ学生ノ購読ニ便ナラサルカ故ニ其翻刻ヲ計画シ同十月「テキスト、ブック」ノ初号ヲ発兌シタリ當時ノ講師中ニハ米國總領事グレートハウス氏同副總領事シドモーア氏「パリスター」リツチフ井ールド氏同ラウダー氏等ノ如キ外国语學士アリテ亦授業ヲ助ケタリ

同七月第一回卒業証書授与式ヲ挙行シ卒業生四名アリ是レ創立當時募集ニ応セル学生中相当ノ学力ヲ有シ第三学年ニ編入シタル者アリシヲ以テナリ

同八月私立法律学校特別監督條規ノ發布アリ同十二月東京府知事ヨリ「今般特ニ帝國大學總長ノ監督ニ屬セラル、旨文部大臣ヨリ被相達候条其旨相心得ヘシ」トノ達ヲ受ク

同二十年二月幹事渡邊安積氏病ノ為メニ死ス次テ幹事ノ職務ヲ七名ノ委員ニ分担セシメタルモ廳テ松野貞一郎、山田喜之助ノ両氏専ラ之ニ当ルコト、為レリ

同月故高橋一勝氏紀念ノ為メニ設置セラレタル高橋法律文庫ノ保管ヲ依嘱セラル

同月司法大臣ヨリ当分ノ内一个年金五千円下賜スル旨ノ達ヲ受ク蓋シ本校ハ司法ノ官職ニ適任ナル堪能ノ士ヲ出スモノト信認セラレタルカ故ナリ

同九月邦語法学科ニ英語学ノ課目ヲ加ヘ米国人イーストレーキ氏クール氏等ヲシテ授業ヲ担任セシメタリ

同十月第二回卒業証書授与式ヲ挙行ス

同二十一年一月煉瓦二層樓ノ校舎新築落成シタリ

同二月新年宴会ヲ兼ネテ新築落成式ヲ挙ケ内外ノ學士貴紳ヲ招待ス

同五月帝國大學總長ノ監督ヲ解カル

同月特別認可學校規則ノ發布アリ同七月文部大臣ヨリ同規則ニ依リ學則ヲ認可セラル

同十月講師松野貞一郎、山田喜之助、校友花井卓藏、結城朝陽、中川眞太郎、網倉兵作ノ諸氏相計リテ校友会ヲ創設ス蓋シ其意本校講師及ヒ新旧校友相互ノ交情ヲ親密ナラシメンコトヲ期スルニ在リ

二十二年二月第三回卒業証書授与式ヲ挙行ス

同四月新ニ發布セラレタル帝國憲法ヲ授業科目ニ加フ

同九月第四回卒業証書授与式ヲ挙行シ此時初メテ英語法学科卒業者ヲ出ス其数二十六名アリ

同十月文部大臣ノ認可ヲ得テ英吉利法律学校ヲ東京法學院ト改称ス之レニハ憲法既ニ制定セラレ民法、商法、民事訴訟法等ノ編纂モ亦成ヲ告ケタレハ今後学生ノ主トシテ致修スヘキハ此等ノ法典ニシテ外国法ノ研究ハ自ツカラ之ヲ第二位ニ置カサル

ヘカラス従テ英法專攻ノ意ヲ表示スル校名ハ修學ノ実ニ伴ハサルニ至リタルト亦ニハ杉浦重剛氏ノ監理セル東京文学院、故樺村清徳氏ノ監理セル東京医学院ト相合シテ一ノ大学ヲ興サンコトヲ期シタルトニ因レリ  
二十三年八月襄ニ公布セラレタル民法、商法、裁判所構成法及ヒ民事訴訟法ヲ加ヘテ大ニ学科課程ヲ改正シタリ  
同十一月第五回卒業証書授与式ヲ挙行ス  
二十四年四月増島六一郎氏院長ノ職ヲ辞シ菊池武夫氏之ニ代リ幹事山田喜之助氏亦其職ヲ辞シタリ  
同十一月第六回卒業証書授与式ヲ挙行ス

二十五年二月設立者ノ一員大谷木備一郎氏病ノ為メニ死ス

同四月十日神田大火ノ際類焼ノ災ニ罹リ六百有余坪ノ宏大ナル校舎ト本院及ヒ高橋法律文庫所蔵ノ図書十万巻ト併セテ焼失シタリ

一千有余名ノ学生ヲ有スル本院ハ校舎ヲ失ヒ図書ヲ失ヒ又器具ヲ失フノ不幸ニ遭遇シタルモ職員ノ尽力ト帝國大學ノ好意トニ

因リ僅ニ一週間ノ臨時休業ヲ為シタルニ止マリ四月十八日一ツ

橋外帝国大学講義室ニ仮教場ヲ設ケテ授業ヲ継続スルヲ得タリ

旧民法公布セラレテ茲ニ二年其間攷究ヲ為シタルノ結果、實質

体裁共ニ宜シキヲ得ス到底我邦ノ法典トシテ戴クヘカラサルモノナルコトヲ確信シタルカ故ニ本院設立者等ハ其所信ヲ貫徹セ

ンカ為メ先ツ江木衷、高橋健三、穂積八束、松野貞一郎、土方寧、伊藤悌治、朝倉外茂鐵、中橋徳五郎、奥田義人、山田喜之助、岡村輝彦ノ諸氏連署シタル民法実施延期ノ意見書ヲ公ニシ

統テ広ク朝野ニ同志ヲ求メ大ニ帝国議会ノ反省ヲ促カシ遂ニ法

典延期案ヲシテ貴衆両院ヲ通過セシムルニ至レリ而シテ同案ノ

議会通過ニ関スル院友諸氏ノ尽力ハ之ヲ特筆スルニ足ル

同七月第七回卒業証書授与式ヲ一ツ橋外帝国大学講義室仮教場

ニ於テ挙行ス

同七月第七回卒業証書授与式ヲ挙行ス

同七月第七回卒業証書授与式ヲ挙行ス

同七月第七回卒業証書授与式ヲ挙行ス

同七月第七回卒業証書授与式ヲ挙行ス

同七月第七回卒業証書授与式ヲ挙行ス

同七月第七回卒業証書授与式ヲ挙行ス

同七月第七回卒業証書授与式ヲ挙行ス

同七月第七回卒業証書授与式ヲ挙行ス

同七月第七回卒業証書授与式ヲ挙行ス

同二月幹事松野貞一郎氏病ノ為メニ死シ奥田義人其任ヲ襲フ

同七月第八回卒業証書授与式ヲ挙行ス

同十一月特別認可学校規則ヲ廢セラル

同十二月判事検事登用試験規則第五条ニ依リ司法省ノ指定ヲ受ク

二十七年五月設立者ノ一員岡山兼吉氏病ノ為メニ死ス

同七月第九回卒業証書授与式ヲ挙行ス

同八月学則ニ改正ヲ加ヒ民法及ヒ商法ノ分科ヲ始メ法学通論、法例、刑法、訴訟法、國際法、法理学、擬律擬犯、国法学、論理学、羅馬法等ヲ學理的ニ分類配置シ英國法ヲ参考科ト為ス此改正ハ實ニ現行学科課程ノ基礎ヲ成シタリ

同十月設立者ノ一員合川正道氏病ノ為メニ死ス

同七月第十回卒業証書授与式ヲ挙行ス

同七月第十一回卒業証書授与式ヲ挙行ス

同八月第十一回卒業証書授与式ヲ挙行ス

同八月学則ニ改正ヲ加フ即チ曩ニ公布アリタル修正民法第一編、第二編、第三編ヲ學則中ニ編入シ又新ニ高等法学科ヲ置キ

本院卒業生及同等学校卒業生ニシテ尙ホ法理ノ蘊奥ヲ究メント欲スル者ニ便シ其業ヲ卒フル者ヲシテ東京法学院学士ト称スルコトヲ得セシメ且ツ学生獎励ノ為メ特待生ノ制ヲ設ク

三十年一月更ニ幹事一名ヲ増員スルコト、シ藤田隆三郎氏其選ニ當ル

同七月第十二回卒業証書授与式ヲ挙行ス

同八月卒業生中俊秀ナル者ヲ選ミ海外ニ留学セシムルノ制ヲ設

ク

同月英語学及ヒ漢文ノ兼修科ヲ增设ス前年中学程度ノ予科ヲ置キ尙亦英語学ノ兼修ヲ獎励セシモ幾多ノ新法典陸續トシテ發布セラレ爾來新法ノ研鑽ニ忙ハシク普通学及ヒ外國語ノ兼修ハ殆

ント中絶ノ状態ニ陥リシカ是ニ至リ兼修科ノ名ヲ以テ之ヲ再興シタリ

三十一年六月幹事奥田義人氏歐米遊歴ノ途ニ上ル

同七月第十三回卒業証書授与式ヲ挙行ス

同月設立者ノ一員高橋健三氏病ノ為メニ死ス

同月幹事藤田隆三郎氏辞任シ土方寧氏其任ヲ襲フ

三十二年一月幹事奥田義人氏歐洲ヨリ帰朝ス

同七月第十四回卒業証書授与式ヲ挙行ス

同十二月本院留学生渡邊豊治氏独逸国ニ向ヒ出發ス

三十三年七月第十五回卒業証書授与式ヲ挙行ス

三十四年七月第十六回卒業証書授与式ヲ挙行ス

三十五年三月理事者ノ間ニ学制革新ノ議起リテ之ヲ維持員会議ニ付シタリ或ハ大学組織ト為サント主張スルアリ或ハ尚未低度ニ止メント論スル者アリシモ学校ノ品位ヲ高カラシムルノ点ニ付テハ異議者ナク其間數回ノ協議ヲ重不遂ニ左ノ主旨ヲ決議シタリ

普通学ノ素養ヲ欠クカ為メニ専門ノ知識ヲ十分ニ發揮シ得サル者多キハ現今私立法律学校卒業生ノ一大欠点ナリ本院ハ主トシテ此弊ヲ除去セント欲シ其第一着手トシテ中学卒業生若クハ之ト同等以上ノ学力アルモノニアラサレハ其入学ヲ許サルコト、シ之ニ関連スル制度ヲ改正スヘシ

法律、経済ノ学ハ年ヲ逐テ進歩シ駿々底止スル所ヲ知ラス故ニソノ教授法モ亦務メテ斬新ナル理論ヲ採収スヘキハ勿論ナレトモ徒ニ理論ノ末節ニ拘タシテ実用ノ大本ヲ閑却スルハ

現今法学生通有ノ一大欠点ニシテ抑モ亦本院創立ノ主旨ニ背反セリ是故ニ本院ハ理論ノ研究ト同時ニ其應用ニ熟達セシムルコトヲ努メ之ニ関聯スル制度ヲ改定スヘシ

同七月第十七回卒業証書授与式ヲ挙行ス

同九月学生ヲシテ学理ノ應用ニ熟達セシムルノ目的ヲ以テ実習科ヲ設ク

三十六年ニ入り年来ノ宿題タル大学組織ノ議復ヒ起リ理事者ハ数回ノ協議ヲ為シタリ蓋シ中学ノ教育近來漸ク發達シ本年ニ入リテハ卒業者ハ万ヲ以テ数フルニ至リタルニ拘ハラス國家ノ高等教育ニ闘スル設備未タ整ハサルカ為メ此等中学卒業者ニシテ更ニ高等ノ学ニ志スモ其意ヲ達スルコト能ハサル者年々其数ヲ増セリ加之今春専門学校令ノ發布セラル、アリテ前年ノ決議モ輒ク実行スルコト能ハサルニ至リタレハ此際寧口学科程度ヲ一層高尚ナラシメ断然大学組織ト為シ此等ノ者ヲ収容シテ其志望ヲ充タサシメントスルニ在リ此計画略ホ熟シ大学部、専門部、大学予科等ヲ設置シ専門部ハ中学校ト直接連絡セシメ大学部ニハ中学卒業者ニシテ一个年半ノ予科ヲ經由シタル者ヲ入学セシムルコト、シ五月此二案ヲ具シテ維持員会議ニ付シタリ爾來会同數回議漸ク決ス

同七月第十八回卒業証書授与式ヲ挙行ス

同月十七日校名ヲ東京法学院大学ト改称シテ社團法人ト為シ且ツ新学則ノ認可ヲ主務省ニ申請シタリシカ漸ク八月五日及ビ同十二日ヲ以テ定款並ニ学則ノ認可ヲ受ク

同八月新定款ニ依リ職員ノ選挙ヲ執行ス菊池武夫、土方寧、奥

田義人ノ三氏ハ高点ニ依リ理事ニ当選シ互選ノ結果菊池武夫氏  
学長ニ挙ケラレ又処務規程ニ依リ坂本武治氏ハ幹事ニ挙ケラル  
同月社團法人ノ登記ヲ為シ新學制ヲ世上ニ發表ス  
同月留学生渡邊豐治氏帰朝ス  
三十七年七月第十九回卒業証書授与式ヲ挙行ス  
三十八年四月外國語専修科ヲ置キテ主ラ外國語ノ修養ニ便セシ  
メ且ツ傍聴生ノ制ヲ設ク  
同月判事検事登用試験規則ノ改正アリテ予備試験ノ制ヲ設ケラ  
レ同六月文官高等試験規則モ亦改正セラル  
同七月本大学ノ事業ヲ拡張シテ経済学科ヲ独立セシメ校名を中  
央大學ト改称スヘキコトヲ主務省ニ申請シ八月十八日及ヒ同十  
九日ヲ以テ其認可ヲ受ク

### 立中央大学学則

#### 第一章 総則

第七条 本科ニ於テ教授スル科目左ノ如シ  
法律学科

憲 法	行政 法	刑 法	民 法
商 法	刑事訴訟法	民事訴訟法	破産法
國際公法	國際私法	經濟學	財政學
羅馬法	法理學	政治學	外交史
英國法	獨逸法		
經濟二関スル高等専門ノ學術ヲ教授シ英語若クハ獨逸語ニ			
依リテ外國法ヲ參加講修セシム			
專門科ハ第三十八条ニ定ムル所ノ學力ヲ有スル者ヲ入学セシ			

メ專ラ邦語ヲ以テ法律、政治及ヒ經濟ニ關スル高等専門ノ學  
術ヲ教授ス

第四条 本大学学生ハ徵兵令第十三条ノ特例ヲ受ケ在学中ハ徵  
集ヲ猶予セラレ卒業ノ後ハ一年志願兵タルコトヲ得

但シ別科生及ヒ別科卒業者ニシテ研究生タルモノハ此限ニ在  
ラス

第五条 各科ヲ卒業シタル者ニハ其卒業証書ヲ授与ス

第六条 左ニ掲クル者ハ法政學士ト称スルコトヲ得

一 本科卒業者

二 研究科卒業者

三 旧東京法學院高等法學科卒業者

#### 第二章 本科

##### 第一節 學科

#### 立中央大学学則

#### 第一章 総則

第七条 本科ニ於テ教授スル科目左ノ如シ  
法律学科

憲 法	行政 法	刑 法	民 法
商 法	刑事訴訟法	民事訴訟法	破産法
國際公法	國際私法	經濟學	財政學
羅馬法	法理學	政治學	外交史
英國法	獨逸法		
經濟二關スル高等専門ノ學術ヲ教授シ英語若クハ獨逸語ニ			
依リテ外國法ヲ參加講修セシム			
專門科ハ第三十八条ニ定ムル所ノ學力ヲ有スル者ヲ入学セシ			

行政法 国際公法 國際私法 民法  
商法 破産法 英語

其各科目ノ級別ハ別表ノ定ムル所ニ依ル

第八条 本科学生ヲシテ学理ノ応用ヲ鍛錬セシメ兼不テ論文ノ起草、法規ノ立案ヲ指導スル為メ左ノ実習科ヲ置ク

国法実習 (憲法)	刑法実習 (刑法)
私法実習 (民法)	民事訴訟法実習 (民事訴訟法)
国際法実習 (国際公法)	経済学実習 (経済学)
	刑法実習 (刑法)
	民事訴訟法実習 (民事訴訟法)
	経済学実習 (経済学)
	財政学 (財政学)

其各科目ノ級別ハ別表ノ定ムル所ニ依ル

### 第二節 学年、休業

第九条 本科ノ修業年限ヲ三年トシ学級ヲ分テ第一年級、第二年級、第三年級トス

学年ハ九月十一日ニ始マリ七月十日ニ終ル

第十条 本大学休業日ハ左ノ如シ

自七月十一日至九月十日 自十二月二十六日至一月七日

日曜日及大祭祀日

### 第三節 級別

第十一条 本科ノ級別及ヒ学科課程ヲ定ムルコト左ノ如シ

法律学科課程表		
科目	級別	科目
民法	国法学	第一年
債権法、親族法	憲法	第二年
民法総論、物權法	比較憲法	第三年
商法総論、会社法	行政法	
海商法、保険法		

◎英國法及ヒ独逸法ハ予科ニ於テ修業ノ外国语ニ從ヒ其一ヲ择リ其一ヲ择ハシム

経済学科課程表		
科目	級別	科目
応用経済学	純正経済学	第一年
貨幣論、信用政策	純正経済学総論、	第二年
論交通政策		第三年
農民政策、商業政策及		

資格ヲ有スルモノトス

但シ二年級以上ニ編入スルハ他ノ同等以上ノ専門学校ヨリ転  
学シタル者若クハ専門科卒業者ニシテ本科ノ入学資格ヲ得且  
ツ前級各科目ニ付キ編入試験ヲ行ヒ之ニ合格シタル者ニ限ル

務係ニ差出スヘシ

但シ入学試験ヲ受ケント欲スル者ハ申込ト同時ニ受験料金一円ヲ納ムヘシ

第十五条 本大学ノ入学期ハ毎年九月及ヒ二月トス

**第十六条** 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在

但シ在学証用紙ハ必ス教務係ヨリ申受クヘシ

**第十七条** 保証人ハ身元確実ニシテ東京市内二一家計ヲ立ツル  
丁年以上ノ男子タルコトヲ要ス

**第十八条** 疾病其他ノ事故アリテ退学セント欲スル者ハ保証人  
鹿習ノ二項出テ学長ノ許可ヲ受クヘン

第十九条 学業劣等、怠惰、品行不良若クハ疾病等ニ依リ成業

◎随意科中韓、清、獨語ハ一國語ヲ選択シテ修ムルコトヲ要ス

**第十二条** 本科学生ノ定員ハ六百名以内トス  
第一三条 本科二入学者ニシテハ年齢十八年以

**第十三条** 本科ニ入学ヲ許スハ年齢十八年以上ノ男子ニシテ本大学予科卒業者若クハ之ト同等ノ学力ヲ有シ且ツ第五十条ノ

## 第五節 試驗

第二十一条 每学年ノ終ニ於テ学年試験ヲ挙行ス

但シ試験期日ハ試験開始ノ二十日前マテニ之ヲ揭示ス

第二十二条 試験ノ方法ハ筆記及ヒ口述ノ二トス

第二十三条 各課目一百点ヲ以テ満点トシ左表ノ定規ニ依リ

及第、落第ヲ定ム

諸科目得点平均数	六十点未満科目数	六十点未満点数	結果
六十点以上	無		
六十点以上	一科目	四十点以上	及第
六十点以上	二科目	四十点以上	及第
六十点以上	三科目	五十点以下	落第
六十点以上	一科目	三十点以下	落第
六十点以下			落第

第二十四条 病其他止ムヲ得サル事故アリテ学年試験ニ闕席シタル者ノ為メ詮議ノ上次学年ノ始ニ於テ補欠試験ヲ挙行ス

但シ此場合ニ於テハ手数料トシテ金二円ヲ納メシム

第二十五条 試験成績ハ学業ノ優劣ニ従ヒテ列叙セル席次表ニ各科得点数及ヒ平均得点数ヲ附記シテ之ヲ掲示ス

但シ成績表ヲ印刷ニ付シテ各学生ノ保証人ニ配布スルコトア

ルヘシ

## 第六節 学費

第二十六条 学生入学ノ節ハ入學料トシテ金二円ヲ納ムヘシ  
第二十七条 授業料ハ一学年金二十五円トシ之ヲ左ノ二期ニ徵

収ス

但シ当分ノ内月割金二円五十銭ツ、分納スルモ妨ケナシ

第一期 九月（金十二円五十銭）第二期 二月（金十二円五十銭）

第二十八条 学年ノ中途ニ入学シ若クハ退学スル者ハ特ニ入学以前及ヒ退学以後ノ授業料分納額ヲ免除ス

二会計係ニ納付シ之ト引替ニ聽講券ヲ受取ルヘシ

第二十九条 授業料ヲ月割分納スル者ハ翌月分ヲ前月末日マテニ会計係ニ納付シタル授業料ハ中途退学スルモ之ヲ返付セス

第三十条 既ニ納付シタル授業料ハ中途退学スルモ之ヲ返付セス

第三十一条 授業料ニ怠納アル者ハ納付済ノ上ニアラサレハ学年試験ヲ受クルコトヲ得ス

## 第三章 専門科

### 第一節 学科

第三十二条 専門科ニ於テ教授スル科目ハ左ノ如シ

#### 法律学科

法学通論 憲 法 行政法 刑 法 民 法

商 法 刑事訴訟法 民事訴訟法 破産法 國際公法

國際私法 経済学 財政学

#### 経済学科

経済学 財政学 統計学 商業史 商品学

商業地理 簿記学 憲 法 行政法 國際公法

国際私法 民 法 商 法 破産法 英 語

其各科目ノ級別ハ別表ノ定ムル所ニ依ル

第三十三條 専門科ニ於ケル実習科ニ付テハ第八条ヲ適用ス

第二節 学年、休業

第三十四条 専門科ノ学年ノ終始及ヒ休業日ハ本科ニ同シ

第三節 級別

第三十五条 専門科ノ級別及ヒ学科課程ヲ定ムルコト左ノ如シ

法律学科課程表											
									科目 級別		
隨意科	實習科	國際法	經濟學	破產法	訴訟法	刑法	商法	民法	國法学	法学通論	第一年
簿記論理學、羅馬法、			經濟學			刑法汎論		債權法、親族法 民法總論、物權法	憲法	法学通論	第二年
比較憲法		國際公法			民事訴訟法	刑法各論		商行為論、手形法 商法總論、會社法	物權法、債權法 相続法		第三年
法理學、外交史、政治學		國際私法	財政學	破產法	民事訴訟法			海商法、保險法	行政法		

經濟學科課程表											
									科目 級別		
隨意科	英語	實習科	國際法	刑法	國法学	破產法	商法	民法	商業地理	財政學	純正經濟學
商業算術文、	英語			刑 法	憲 法			債權法、親族法 民法總論、物權法	商品學	簿記學	統計學
簿記及商業文	英語	私法實習 經濟學實習	國際公法	同上				商行為論、手形法 商法總論、會社法	商品學	簿記學	統計學
簿記及商業文	英語	私法實習 經濟學實習	國際私法		行政法	破產法	海商法、保險法			經濟統計學	貨幣論、信用論 銀行論、交通政策
簿記及商業文	英語	私法實習 經濟學實習									農業政策、商業政策、 飼養政策、社會政策及商業政策、 政策、保險政策

#### 第四節 定員、入学、退学

ス

第三十六条 専門科ノ定員ハ一千六百名以内トス

第三十七条 専門科ハ年齢十七年以上ノ男子ニ限り入学セシム

第三十八条 専門科ノ学生ヲ正科生及ヒ別科生ノ二種トシ左ノ区別ニ依リテ入学セシム

一 正科生ハ左ノ資格ヲ有シ入学スル者トス

中学校卒業者、師範学校卒業者、専門学校入学者検定規程

ニ依リ試験検定合格証書ヲ有スル者、明治三十五年文部省告示第八十二号ニ依リ高等学校入学ノ予備試験ニ合格シタル者、文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者

二 別科生ハ前項以外ノ者ニシテ本大学ニ於テ志願者ノ履歴ニ就キ詮衡ノ上入学ヲ許シタル者トス

但シ其履歴ニ依リ特ニ国語、漢文、数学ノ三科目ニ付キ試験ヲ行フコトアルヘシ

第三十九条 専門科二年級以上ニ編入スルニハ前条ノ資格ヲ有シ尚未前各級ノ科目ニ付キ試験ヲ受ケ合格スルコトヲ要ス

但シ編入試験手数料ハ金一円トス

第四十条 第十四条乃至第二十条ハ専門科学生ニモ之ヲ適用ス

#### 第五節 試験

第四十一条 専門科ノ試験ニ關シテハ第二章第五節ヲ適用ス

#### 第六節 学費

第四十二条 学生入学ノ節ハ入学料トシテ金二円ヲ納ムヘシ

第四十三条 授業料ハ一学年金二十円トシ之ヲ左ノ二期ニ徵収

但シ当分ノ内月割金二円ツヽ分納スルモ妨ケナシ

第一期 九月（金十円） 第二期 二月（金十円）

第四十四条 第二十八条乃至第三十一条ハ専門科学生ニモ之ヲ適用ス

適用ス

#### 第四章 予科

##### 第一節 学科課程

第四十五条 予科ノ学科課程ヲ定ムルコト左ノ如シ

予科学科課程表

合計	論理学	法學通論（若クハ）	地理	歴史	獨外國語（英若クハ）	國語漢文	修身	科目	級別	一期
								講義	作文	
三一					二四	六	同上	倫理学大意		二期
三二	論理学	経済通論（若クハ）	日本地理	西洋歴史	東洋歴史	同上	同上			三期
三三	二	二	三	三	一八	四	同上			
三三	同上	同上	同上	同上	一八	四	同上			
三三	二	二	三	三	一八	四	一			

◎学科及ヒ毎週授業時數ハ都合ニ依リ変更スルコトアルヘ

シ但シ一週授業時数ハ各科ヲ通シテ二十四時間ヲ下ルヲ得ス

ス

◎地理、歴史ハ之ヲ欠キ又ハ随意科目ト為スコトアルヘシ

## 第二節 学期、休業

第四十六条 修業期ヲ三学期トシ第一期ハ四月一日ヨリ七月十日迄トシ第二期ハ九月十一日ヨリ翌年二月二十八日迄トシ第三期

三期ハ三月一日ヨリ七月十日迄トス

第四十七条 第十条ハ予科ニモ之ヲ適用ス

## 第三節 定員、入学、退学

第四十八条 予科ノ定員ハ八百名以内トス

第四十九条 入学期ハ毎学期ノ始トス

但シ入学期ノ外補欠トシテ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第五十条 入学志願者ハ年齢十七年以上ノ男子ニシテ左ノ資格ヲ有スル者ニ限ル

## 一 中学校卒業者

## 二 師範学校卒業者

三 専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定合格証書ヲ有スル者

四 明治三十五年文部省告示第八十二号ニ依リ高等学校入学者ノ予備試験ニ合格シタル者

五 文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ關シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者

第五十一条 第十四条、第十六条乃至第二十条ハ予科学生ニモ之ヲ適用ス

## 第四節 試験

第五十二条 第二章第五節ハ之ヲ予科ニ準用ス

## 第五節 学費

第五十三条 学生入学ノ節ハ入学料トシテ金二円ヲ納ムヘシ

第五十四条 授業料ハ第一期金六円 第二期金十二円 第三期

金八円トシ之ヲ左ノ三期ニ徵収ス

但シ当分ノ内月割金二円ツ、分納スルモ妨ケナシ

第一期 四月（金六円） 第二期 九月（金十二円）

第三期 三月（金八円）

第五十五条 第二十八条乃至第三十一条ハ予科学生ニモ之ヲ適用ス

用ス

## 第五章 研究科

第五十六条 研究科ハ本科、専門科ノ卒業者ニシテ既修ノ学科ニ付キ尚未深邃ナル研究ヲ為シ又ハ外国语ニ依リ深ク法律ノ

研究ヲ為サント欲スル者ノ為メニ之ヲ設ク

第五十七条 研究科ノ修業科目ハ左ノ九課トシ各自志望ノ課目ヲ專攻セシム

憲 法	行 政 法	民 法	商 法
刑 法	民 事 訴 訟 法	国 際 法	法 理 学
經 濟 学			

第五十八条 修業年限ハ一年以上三年以下トス

第五十九条 入学期ハ毎年九月トス

但シ臨時入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第六十条 研究科ハ本科、専門科、旧英吉利法律学校、旧東京

法学院及ヒ旧東京法学院大学ノ卒業者ニシテ学長ノ承認ヲ経タル者ニ限り入学ヲ許ス

但シ同等学校卒業者若クハ之ト同様ノ学力アル者ニシテ学長ノ承認ヲ経タル者亦同シ

第六十一条 本則第四条、第十六条乃至第二十条ハ之ヲ研究科

学生ニ準用ス

第六十二条 研究科ノ授業料ハ一个年金十円トシ分納額一个月

金一円トス

但シ学費納付ノ手続ハ一般ノ学則ニ依ル

第六十三条 研究科学生ハ特ニ開ク講義ヲ聴聞スルノ外本大学ノ指定セル講師ノ指導ニ従ヒ専攻ノ学科ヲ研究スルモノトス

但シ一般学生ノ為メニスル講義ハ任意聴聞スルコトヲ得

第六十四条 研究科ノ卒業試験ハ論文試問トス

卒業論文ハ二人以上ノ指導講師之ヲ批判ス

落第者ハ更ニ一年以上修業ノ後再ヒ試験ニ応スルコトヲ得

第六十五条 研究科ノ卒業試験ニ応セントスル者ハ受験料金五

円ヲ納ムヘシ

第六十六条 研究科ノ試験ニ及第シタル者ニハ其専攻ニ係ル学

科ノ卒業証書ヲ授与ス

第六章 外国語専修科

第六十七条 外国語ヲ研究セント欲スル者ノ為メ本大学ニ附属

シテ外国語専修科ヲ置ク

第六十八条 外国語専修科ハ英語及ヒ独逸語ノ二科トス

其学科課程左表ノ如シ

英語		独逸語	学科	学期			
			第一期	第二期	第三期	第四期	第五期
訳文解説法	讀方、書取会話、作文、	讀方、書取会話、作文、	第一期	第二期	第三期	第四期	第五期
一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八
英語専修科							科別

備考

一、毎週授業時数ハ都合ニ依リ変更スルコトアルヘシ但シ一週十時ヲ下ルヲ得ス

二、本表ノ外漸次其科目ヲ増加スルモノトス  
第六十九条 外国語専修科ノ定員ハ四百名以内トス其入学者ノ資格ニ付テハ第三十八条第二号ニ依ル

第七十条 修業期ヲ五学期（二年四ヶ月）ニ分チ每学期ノ始ヲ

入学期トス

但シ入学期ノ外補欠トシテ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第一学期 四月一日ヨリ七月十日二至ル

第二学期 九月十一日ヨリ十二月二十五日二至ル

第三学期 一月八日ヨリ七月十日二至ル

第四学期 九月十一日ヨリ十二月二十五日二至ル

第五学期 一月八日ヨリ七月十日二至ル

第七十一条 第十条、第十四条、第十六条乃至第二十条ハ之ヲ  
外国語専修科学生ニ準用ス

第七十二条 外国語専修科ノ授業料ハ第一学期金三円第二学期  
金四円第三学期金六円第四学期金四円第五学期金六円トシ分  
納額一个月金一円トス

但シ授業料納付ノ手続ハ一般ノ学則ニ依ル

第七十三条 外国語専修科ニ於テハ第五学期ノ終ニ卒業試験ヲ  
挙行ス

但シ試験ニ付テハ一般ノ学則ヲ準用ス

第七章 特待生、貸費生及ビ留学生

第七十四条 学術優等品行方正ナル学生ヲ選ヒテ本大学ノ特待  
生トス

第七十五条 特待生ハ毎学年末其学年試験（予科ニ在テハ学期  
試験）ノ成績ニ依リ当該講師ノ會議ニ於テ之ヲ定ム

第七十六条 特待生ハ当該学年（予科ニ在テハ学期）間授業料  
ヲ免除ス

第七十七条 特待生ニシテ品行不良、怠惰若クハ疾病ニ依リ成  
業ノ目途ナキトキハ直ニ其待遇ヲ解ク

第七十八条 学術優等品行方正ナル学生ニシテ学資支弁ノ途ナ  
キ者ハ貸費生トシテ本大学ヨリ当該学年内年額金百二十円以  
内ヲ貸与スヘシ

第七十九条 貸費生ハ前学年ノ試験成績ニ依リ毎学年ノ始ニ當  
該講師ノ會議ニ於テ之ヲ定ム

第八十条 貸費ヲ受ケント欲スル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ

学長ニ宛テ差出スヘシ

第八十一条 貸費ヲ受ケタル者ハ総テ卒業後一个年目ヨリ貸費  
ヲ受ケタルト均シキ期限内ニ於テ其金額ヲ月賦返納スヘシ

第八十二条 貸費ノ許可ヲ得タル学生ハ本大学ニ於テ相当ト認  
ムル保証人二名ト連署シテ左ノ証書ヲ差入ルヘシ

印  
印三錢  
誓約書

拙者儀今般貴大学貸費生ト相成候ニ付テハ總テ貸費規定ヲ  
遵奉スルハ勿論卒業ノ上ハ御貸与ノ資金規定ノ期限内ニ月  
賦返納可仕此段誓約候也

何学生

年月日

姓

名印

右何某今般貴大学貸費生ト相成候ニ付テハ在学中一切ノ事  
件ヲ引受クヘキハ勿論卒業若クハ退学ノ後貴大学貸付金返  
納ノ義務相怠リ候節ハ拙者共ニ於テ御弁済可此段保証候也

保証人

原籍族

現住所

姓

名印

中央大学学長

殿

第八十三条 貸費生ニシテ品行不良、怠惰若クハ疾病ニ依リ成  
業ノ目途ナキトキハ直ニ貸費ヲ止ム

第八十四条 貸費生ニシテ貸費ノ停止又ハ退学ヲ命セラレ若ク

ハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辞シ又ハ退学スルトキハ貸与ヲ受  
受ケタル金額ヲ即時ニ返納スヘシ

第八十五条 本大学卒業者ニシテ品行方正、学術優等将来有望

ノ者ニハ特ニ学費ヲ貸与シテ海外ニ留学セシムルコトアルヘ  
シ

留学生ニ閲スル事項ハ派遣ノ都度臨機之ヲ定ム

第八十六条 本章中ノ貸費生及ヒ留学生ニ閲スル規定ハ之ヲ予  
科学生ニ適用セス

#### 第八章 学生心得

第八十七条 教場ニ出席スルトキハ必ス制服制帽洋服若クハ袴  
ヲ著用スヘシ

第八十八条 教場ニ出席スルトキハ必ス聽講券ヲ携帯スヘシ若  
シ之ヲ携帶セサルトキハ退場ヲ命スヘシ又聽講券ヲ遺失シタ  
ルトキハ其旨会計係ニ届出テ再ヒ之ヲ申受クヘシ

但シ聽講券ノ再渡ヲ請フ者ハ手数料トシテ金二十銭ヲ納ムヘ  
シ

第八十九条 教場ニ於テハ専ラ静肅ヲ旨トシ苟モ粗暴ノ拳動ア  
ルヘカラス

第九十条 教場ニ於テハ雑談又ハ喫煙ヲ禁ス

第九十一条 授業中ハ退席ヲ許サス若シ止ムヲ得サル事故アリ  
テ退席セント欲スルトキハ講師ノ許可ヲ受クヘシ

第九十二条 本章ノ規定ニ背反シタル者ハ情状ニ依リ停学若ク  
ハ退学ヲ命シ尚未器具等ヲ損壊シタルトキハ相当ノ賠償ヲ為

サシム

第九十三条 三日以上闕席セント欲スルトキハ必ス其事由ヲ具  
シ保証人ト連署シテ届出ツヘシ

第九十四条 闕席届出ノ日数ハ一个月ヲ超ユルヲ得ス若シ一个  
月ヲ経過シ其事由尚ホ止マサルトキハ其都度必ス新ニ届出ヲ

為スコトヲ要ス

第九十五条 本大学学生ハ書庫ニ備付クル図書ヲ閲覧スルコト  
ヲ得ヘシ

但シ図書閲覧ニ閲スル細則ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第九十六条 本大学本科、専門科学生ニハ其参考ニ資スル為メ  
講義録ヲ無代価ニテ頒与スヘシ

但シ講義録頒与ニ閲スル細則ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第九十七条 本大学学生ニハ本大学ノ出版物ヲ總テ特価ヲ以テ  
頒ツヘシ

第九十八条 本大学学生ハ演説、討論等學術修習ノ為メ本大學  
ノ講堂ヲ使用スルコトヲ得ヘシ

但シ此場合ニハ其都度予メ幹事ノ承認ヲ經ヘシ

#### 第九章 補則

第九十九条 従来ノ東京法学院特別生ハ本大学専門科正科生ト  
シ普通生ハ之ヲ別科生トス

但シ從來ノ英語法学科生ニ対シテハ現在学生ノ卒業マテ英國  
法ヲ併課ス

第一百条 旧東京法学院高等法学科規則ハ明治三十七年三月限り  
廢止ス

第一百一条 従来ノ東京法学院生徒ニシテ引続キ本大学専門科生

トナリタル者ニハ其卒業マテ授業料ニ閑シテハ旧東京法学院

学則ヲ適用ス

第二百二条 本大学専門科編入試験ニ依リ二年級以上ニ入学シ所定ノ試験ヲ経テ卒業シタル者ニシテ判事検事登用第一回試験ヲ受ケントスルトキハ必ス其在学年間三学年ニ満ツルマテ補修スルヲ要ス

第二百三条 補修学生ハ本大学ニ於テ指定スル学科ニ付キ修習スルモノトス

第二百四条 本大学ノ詮衡ヲ経タル者ハ各科ノ定員ヲ超エサル範囲内ニ於テ一科目乃至数科目ノ講義ヲ任意聴聞スル為メ傍聴生トシテ入学ヲ許スコトアルヘシ

第二百五条 補修学生及ヒ傍聴生ハ他学生ト同シク一般ノ学則ヲ遵守スヘシ

### 職 員

学 長 理 事 菊 池 武 夫  
理 事 土 方 寧

幹 事 奥 田 義 人  
会計主任 種 田 安 藏

講師（イロハ順）

法学博士 一木喜徳郎

法学士 石渡敏一

法学士 磯谷幸次郎

法学士 岩田宙三

法学士 馬場恩治

法学士 飯塚陽平

法学士 池田寅二郎

法学士 長谷川方丈

文学士 葉山萬次郎  
ナリス、ハリス

法学博士 仁井田益太郎

法学士 西野 元

法学博士 穂積陳重

法学博士 穂積八束

文学士 堀 竹雄

法学博士 豊島直道

法学博士 戸水寛人

法学博士 富井政章

英国文學士 アーネスト、ルイス

法学博士 岡村輝彦

法学博士 奥田義人

法学博士 岡田朝太郎

法学士 小山 温

法学博士 岡松參太郎

米国法學  
マスター  
ドクトル  
小澤政許

法学士 岡 實

渡邊豊治

法学博士 金 井 延

法学博士 加藤正治

法学士 加納友之助

法学士 川名兼四郎

法学士 片山義勝

商業學士 鹿野清次郎

法学士 横田秀雄

法学士 高橋捨六

法学士 田中隆三

法学士 棚橋愛七

法学士 高橋作衛

法学博士 高根義人

法学士 田島錦治

法学士 谷野 格

高島捨太

法学士 伊藤悌治

今村信行

米国文學  
マスター

法学博士 中村進午 文学士 村上琉英

雑報

法学士 向軍治 法学士 内田嘉吉  
法学士 上杉慎吉 文学士 野田義夫  
法学士 山田喜之助 法学博士 山田三郎

法学博士 山崎覺次郎 法学博士 増島六一郎  
法学博士 松崎藏之助 法学博士 松波仁一郎

法学博士 松岡義正 法学士 松本烝治  
法学士 松原一雄 法学士 牧野英一

法学博士 松浦余三松 米国法  
マストル 法学士 福岡秀猪  
福間博

法学士 古賀廉造 法学士 小林丑三郎  
法学博士 江木衷

法学博士 寺尾亨 法学士 青山衆司  
米国博言学  
ドクトル

法学博士 吾孫子勝 法学士 浅田榮次  
法学士 榊原幾久若

法学士 佐久間信恭 法学士 斎藤十一郎  
法学博士 菊池武夫 法学士 齋藤信策

法学博士 美濃部達吉 法学士 湯河元臣  
法学士 清水澄

法学博士 志田鉢太郎 法学士 島村他三郎  
法学士 島田俊雄 法学士 志村義磨

法学博士 土方寧 法学士 平沼驥一郎  
法学士 平山銓太郎 平井金三

法学士 廣井辰太郎 法学士 元田肇

法学士 泉二新熊

○東京法学院大学の改称 本学は其創立二十年に際し國運の發展に伴ひ事業を拡張すべきことを決定し校名を中央大学と改め先づ其第一着歩として新に経済学科を増置し新学年より初年級の授業を開始す

○文官高等試験及び判検事弁護士試験委員 本学講師にして本年度の文官高等試験委員たるは委員長一木喜徳郎氏を始め常任委員としては穂積陳重、岡野敬次郎の二氏臨時委員には穂積八束、金井延、水野鍊太郎、寺尾亨、松崎藏之助、岡田朝太郎、松波仁一郎、小林丑三郎、勝本勘三郎、仁井田益太郎、美濃部達吉、高橋作衛、山崎覺次郎の諸氏にして判検事弁護士試験委員たるは委員長倉富勇三郎氏を始め小宮三保松、平沼驥一郎、横田秀雄、磯谷幸次郎、棚橋愛七、齋藤十一郎、豊島直通、松岡義正の諸氏なり

○東京帝国大学出身者の府県別 其最近調査に拠れば全国中出身者の最も多きは東京第一位にして新潟、山口、福岡、長野、熊本之に次ぎ兵庫、愛知、佐賀、山形、宮城、静岡第三位に大阪、神奈川、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、岐阜、福島、石川、福井、岡山、広島、愛媛、大分、鹿児島、三重等は第四位に其他の各県多きは六十名少なきは十二二名にして台湾にては台北厅一名宜蘭厅二名なり

○学術上の新発見と再審 仏人某なる者「アルセニック」を以て其妻を殺害したりとの理由に依り千八百七十八年無期徒刑に処せられたり当時の判断は其被害者の死体に「アルセニック」

を発見したりとの事実に基きたるものなりしか近時に至り専門の学者は通常人体中に常に或分量の「アルセニック」を発見するものなることを主張し始めたるを以て仏國の大審院は此学術上の新発見に因り本件事実を以て再審の理由あるものとし六名の鑑定人をして千八百七十八年当時の解剖の手続及び鑑定の結果を批評せしむること、なせりと云ふ

○新律令 同令は常に法曹間の問題たる所なるか七月二十九日台灣總督は同總督府評議会の議決を経たる民事訴訟特別手続及び刑事訴訟特別手続を勅裁を経て律令第九号及び第十号として發布し孰れも八月一日より之を施行する筈にて前者は二十六箇条後者は十九箇条より成るものなり

#### ○在外員と講義録

○在外員の沿革 在外員は初め校外生と称し明治十八年英吉利法律学校の創立と同時に卒<sup>(卒)</sup>先此制度を設く蓋し其旨趣は遠隔の地方に在り又は業務の為め登校した親しく講義を聴く能はざる者の便を計り講義の筆記を印刷して講義録と名け之を頒ちて法律学を修習せしむるに在りて要は斯学の普及を企図するの切なるに出つ當時直に其募集に応したる者四百二十名に達せり爾來世運の推移に鑑み漸次講義録に改良を加へ校外生も年々歳々其数を増加し二十二年校名を改むると共に之を在外員と改称した

り其後民法、商法、裁判所構成法、民事訴訟法の發布せらる、あり又民法、商法の修正せらる、等常に此等の変遷と共に授業科目を改正し且つ幾多の改善を加へ歲毎に進歩を為し來りしか

前年時勢の進運に伴ひて大学組織と為してより各科担任講師に大交迭を行ひ其面目を一新したりしか又本学年より新に経済学科を分置して其在外員を募集す

○在外員の成績 在外員は年と共に其数を増加し今や日本全国は勿論清、韓両国南洋諸島南北両米等の各地に散在して既に其業を了へたる者及び現に修学中の者を合せて十数万の多きに達せり是故に在外員の成績に付ては其詳細を尽すに由なしと雖も現に卒業者にして諸種の試験に合格し高等文官、司法官、弁護士たる者指を屈するに遑あらず其他政治に實業に其学ひ得たる智識を利用する者の多きは卒業後尚ほ通信に依りて或は直接に或は法学新報に屢々質問を試むる等毫も研鑽の念を絶たざるを見て之を知るべく又学則に依り校内生に転したる者は概ね成績良好にして幾多俊秀の士を出せり

○講義録の実質 講義録は其学年中講師の教場に於て口授したもの、筆記なり是故に各科目共凡て細論詳説を掲載し苟も陳套なるものを登載せされば各種受験の準備に於て些の遺憾なるへし

講師は内外の諸大家にして法律学科に在りては其授業科目は帝國憲法、行政法、國際法、刑法、刑事訴訟法、民法、商法、民事訴訟法、経済学、財政学、経済学科に在りては経済学総論、純正経済学、貨幣論、信用並銀行論、交通政策、農業政策、商業政策、植民政策、社会政策及工業政策、保険政策、財政学、歳計予算論、統計学、經濟統計学、簿記学、民法、商法、破産法、刑法、憲法、行政法、國際公法、國際私法、商業史、商品

学、商業地理（隨意科として簿記、商業算術、商業文等を課す）等にして其各試験に必要なるのみならず苟も経世に志あるの士は一読の必要あるへし

○講義録の特色 校正の綿密なること、紙質の精良なること及び発刊期日の正確なること、其行文の平易簡明にして初学者と雖も解し難きの憂なからしめんことを期する等は本大学講義録の最も注意する所にして記事欄中歐米に於ける最新の学説実例等を紹介論評し時事問題を學理上より解釈したる大家の意見等は修学者の趣味津々手を取く能はざる所なるへし

○試験答案及び実習科記事 各種受験者は規定の時間内に試験問題に対し如何なる程度まで答案を作り得べきか又如何なる程度の答案は及第点に達すべきかは是より応試せんとする諸氏の最も知らんと欲する所なるへし是故に前学年來高等文官、判検事、弁護士試験及第者中本大学出身の諸氏に請ふて修飾なき答案を掲載したり新学年に於ても益々其範囲を拡張して之を掲載すへし又実習科は其名の示す如く法律經濟實際の運用を授くるものなれば文字上に其妙所を悉す能はざるを恐ると雖も出来得る限り有益なる事項の報道を怠らざるへし其他在外員諸氏より寄せられたる質問及び法学新報に掲げたる問答中より有益なるものを択ひ時々之を講義録に掲載すへし

#### 中央大学在外員規則

第一条 遠隔の地方に在り又は業務の為め登校して親しく講義を聽く能はざる者の便を計り在外員の制を設け本大学の講義

筆記を印刷して之を頒つ

第二条 講義録は法律科講義録及び経済科講義録の二種とし両科共第一年級、第二年級、第三年級の三級に分つ

第三条 法律科第一年級講義録は毎五日、二十日、第二年級十日、二十五日、第三年級十五日、三十日、経済科第一年級講義録は三日、十八日、第二年級八日、二十三日、第三年級十三日、二十八日を以て一个月両科各級二回宛發児す

第四条 講義録は一冊の紙数百五十「ページ」を標準とす

第五条 講義録の末号に至り尚ほ完載し得ざる科目あるときは直に号外を發児して之を完結せしむ

但し号外に對しては費用を徵せず

第六条 講義録は講義を掲載するの外法律經濟に関する學術上の記事及び廣告類を掲載するものとす

第七条 在外員の学年は十月一日に始まり翌年九月三十日に終る

第八条 何人に限らず此規則に従ひ在外員たらんと欲する者は何時にも入学を許す

第九条 在外員たらんと欲する者は下に掲くる雛形に依り作成したる在学証に一个月分の月謝金を添へて申込むへし

(用紙半紙)

し

印  
印紙

法律学科（若クハ）在外員第一（若クハ二、三）

年級在学証

私儀今般貴大学法律学科（若クハ経）在外員トシテ入学御許可相成候上ハ在学中御規則堅ク相守可申候也

年月日 族籍現住所

姓 名（印）

何年月日生

中央大学長 殿

第十条 在外員は各科各級を兼修することを得此場合に於ては各別に在学証を差出すへし

第十一条 在外員の教科及び修業年限は専門科学生に準す

第十二条 在外員には其所属科学級の講義録を発兌毎に配付すべし

但し講義録は第三条に規定したる期日に必ず発兌すべきに其到達すべき当日より起算し一週日に及ぶも尚ほ到達せざるときは其旨在外員係へ申出つへし

第十三条 在外員の本大学に対する信書は凡て何科第何年級在外員の肩書きを記入すへし

第十四条 在外員其住所を転し又は氏名を改称したるときは速に在外員係に通知すへし

第十五条 在外員退学せんと欲するときは其旨学長に届出つへ

第十六条 在外員は月謝金五十銭とし必ず毎月末日迄に翌月分を前納するを要す但し一回に数ヶ月分を前納するも妨げなし月謝金を前納せざるべきは講義録の配付を停止すへし

第十七条 月謝金は郵便切手を以て納付することを許さず第十八条 将來講義録の印刷費又は遞送費等増加するときは予め通知して相当の増金を納付せしむることあるへし

第十九条 月謝金の不納二ヶ月以上に及ぶときは退学者と看做すへし

前項の場合に於て再び送本を請ふ者は更に入学の手続を為すへし

第二十条 本人の都合に依り退学したるとき既に領収せる月謝金の残額あれば相当の講義録を送付し現金を以て返還せず

第二十一条 月謝金を為替として送付する者は東京市神田区錦町二丁目二番地中央大学会計係に宛て必ず東京市神田区錦町郵便局へ向けて振込むへし

但し月謝金を送付するときは講義録の冊尾に附著したる納付証を切取り記入の上之を添ふへし

第二十二条 在外員には其望に依り在外員の証を付与す

第二十三条 在外員にして専門科別科生に転せんと欲する者は試験の上相當級に入学を許す

但し学則第三十八条第一号の資格を有する者は試験の上専門科正科生として相当級に入学を許す

第二十四条 六ヶ月以上在外員と為り現に継続する者にして校

内生に転する時は入学料を要せず

第二十五条 在外員にして卒業証書を得んと欲する者は其学年の終る前在外員係に申出て各学年若くは第三学年の終に於て試験を受くへし

第二十六条 在外員試験は便宜各地方に於て挙行すへし

但し試験挙行の場所は予め本大学に於て之を指定すへし

第二十七条 在外員卒業者にして専門科別科生と為り修学せんと欲する者は試験を要せず第三学年に在外員第二年級学年

試験及第者は第二年級に、在外員第一年級学年試験及第者は第一年級に入学を許す但し学則第三十八条第一号の資格を有

する者は専門科正科生として相当級に入学を許す

前項の者にして同等級以上に編入を請ふときは特に試験を挙行して許否を決定すへし

第二十八条 在外員にして三学年を修了したる者は望に依り特に専門科別科生第三学年の編入試験を受けしむ但し三級兼修者は当該学年の十二月末迄に入学したる者に限る  
前項の規定に依り専門科正科生に編入するには学則第三十八条第一号の資格を有することを要す

第二十九条 在外員には其参考に供する為め本大学の発児に係る書籍を總て特価にて売渡すへし  
第三十条 在外員は講義録に登載する諸科目に付き疑問あれは通信を以て之を質すことを得  
但し擬律擬判に係るときは一切答案を付せざるものとす  
第三十一条 質問書は總て本大学質問委員に宛て送付すへし

第三十二条 質問書には講義録の号数（合本ニ為シタルタメ号数ヲス）科目並に頁数を示し疑問の要点を明瞭に記載すへし

第三十三条 質問の主旨自ら明瞭なりと認めたるもの若くは質問通信の文意了解し難きものは解答を付せざるへし

第三十四条 質問解答にして参考に供するの価値ありと認むるものは時々講義録に掲載すへし

第三十五条 講義録刊行其他在外員に関する事務は夏期及び冬期休業中と雖も之を取扱ふへし

### 中 央 大 学 広 告

東京法学院大学は創立二十年に際し国運の發展に伴ひて其事業を拡張すべきことを決定し茲に中央大学と改称す

### 学 生 募 集

○大学部 ○法律学科 第一年級、第二年級

○専門部 ○経済学科 第一年級

○専門部 ○法律学科 第一年級、第二年級、第三年級  
○経済学科 第一年級

○大学予科（大学本科の予備門にして中学校卒業生及

ひ之と同資格者を検定の上入学せしむ）第二期生  
大学本科入学試験は九月七日及十八日、専門科第二年級第三年級編入試験は同八日及二十日、同別科初年級への入学試験は隨時何れも午前九時より

本学内に於て挙行す

明治三十八年八月

立私  
中  
央  
大  
学

一  
二  
三